

<資料編>

1 計画策定の経過、諮問・答申


月日 (平成29(2017)年度)	会議・審議会等	主な内容
6月14日	第1回 環境基本計画 策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 深谷市環境基本計画策定方針（案）について ・ 市民及び事業者意識調査について ・ 現行計画の評価・検証について
6月21日	第1回 環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問書の手交 ・ 深谷市環境基本計画策定方針（案）について ・ 市民及び事業者意識調査について ・ 現行計画の評価・検証について
7月7日 ～8月14日	市民及び事業者意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆目的 環境に対する意識や要望、環境問題に対する認識等を把握し、計画策定の検討材料とするため実施 ◆市民 対象：市内在住18歳以上の男女2,000名 回収：907通（回収率45.4%） ◆事業者 対象：市内に事業所を有する事業者300社 回収：157通（回収率52.3%）
8月24日	第2回 環境基本計画 策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民及び事業者意識調査の結果報告について ・ 現行計画の評価・検証、報告について ・ 深谷市環境基本計画骨子（案）について
9月11日	第2回 環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民及び事業者意識調査の結果報告について ・ 深谷市環境基本計画骨子（案）について
10月20日	第3回 環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 深谷市環境基本計画素案について
11月13日	第3回 環境基本計画 策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 深谷市環境基本計画（案）について ・ 「深谷市環境基本計画（案）」に対するご意見の募集（パブリックコメント）について
11月22日	第4回 環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 深谷市環境基本計画（案）について ・ 「深谷市環境基本計画（案）」に対するご意見の募集（パブリックコメント）について
12月15日 ～1月4日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ◆対象者 市内に在住、在勤、または在学している者 市内の事業所または市内に事業所を有するもの
1月18日	第5回 環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「深谷市環境基本計画（案）」に対するパブリックコメントの結果について ・ 深谷市環境基本計画（案）について ・ 深谷市環境基本計画答申（案）について
1月19日	答申	深谷市環境基本計画について
2月22日	第1回 定例会（3月議会）	3月議会へ上程

<資料編>

一 諮問書

深環発第72号
平成29年6月21日

深谷市環境審議会 会長 様

深谷市長 小島 進 


深谷市環境基本計画について（諮問）

深谷市環境基本条例第8条第3項の規定に基づき、深谷市環境基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

一 答申書

平成30年1月19日

深谷市長 小島 進 様

深谷市環境審議会
会長 内山 俊 

深谷市環境基本計画について（答申）

平成29年6月21日付け深環発第72号で諮問のあった深谷市環境基本計画について、当審議会では慎重な審議を重ねた結果、適切であると認め、下記の意見を付して答申します。

記

本計画の推進にあたっては、計画の取組内容等について十分な周知を行い、市民及び事業者と連携・協働を図り、着実な実施に努めるとともに、計画の進行管理にあたっては、社会状況の変化や環境指標の達成状況などを勘案し、必要に応じて計画を見直すこと。

また、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行い、実効性を高め、深谷市の目指すべき環境像「安心とやすらぎを感じられるまち～市民が住みやすく地球環境がまもられるまち～」の実現に努めることを期待します。

2 深谷市環境審議会 委員名簿

区分	役職	氏名	備考
識見を有する者	会長	内山 俊一	埼玉工業大学 学長
	副会長	中村 公雄	深谷市人材バンク
関係団体の代表者	委員	坂本 岳司	深谷市自治会連合会
	委員	木本 幹男	深谷市 PTA 連合会
	委員	竹花 裕美子	(財)埼玉県生態系保護協会
	委員	南 初枝	深谷市連合婦人会
関係行政機関の職員	委員	斉藤 龍司	埼玉県北部環境管理事務所
	委員	星名 一栄	深谷警察署
事業所の代表者	委員	村岡 正巳	深谷商工会議所
	委員	梅津 晃	深谷工業連絡会
	委員	川田 敏光	ふかや農業協同組合
	委員	篠崎 光長	ふかや市商工会
その他市長が 特に必要と認めた者	委員	清水 佳子	深谷市人材バンク
	委員	角江 紘一	深谷市人材バンク

3 深谷市環境基本計画策定検討委員会 委員名簿

役職	所属
委員長	環境水道部長
副委員長	環境水道部次長(兼環境衛生課長)
委員	企画課長
委員	財政課長
委員	公共施設改革推進室長
委員	総務防災課長
委員	新庁舎建設推進室長
委員	協働推進課長
委員	自治振興課長
委員	ガーデンシティふかや推進室長
委員	農業振興課長
委員	商工振興課長

役職	所属
委員	環境課長
委員	水道工務課長
委員	下水道工務課長
委員	都市計画課長
委員	建築住宅課長
委員	公園緑地課長
委員	道路管理課長
委員	道路河川課長
委員	教育施設課長
委員	学校教育課長
委員	生涯学習スポーツ振興課長
委員	文化振興課長

4 条例等

一 深谷市環境基本条例

平成 18 年 1 月 1 日

条例第 163 号

改正

平成 22 年 9 月 30 日条例第 23 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 環境の保全に関する基本的施策等(第 7 条—第 20 条)

第 3 章 環境の保全に関する推進体制(第 21 条—第 23 条)

第 4 章 環境審議会(第 24 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全(環境の創造を含む。以下同じ。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、安全で健康かつ文化的な生活を将来にわたって維持することができるように推進されなければならない。

＜資料編＞

- 2 環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるように、すべての者の取組によって推進されなければならない。
- 3 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることから、日常生活及び事業活動において、地球環境にも配慮した自発的な取組により推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関し、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
 - 3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。
 - (1) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。
 - (2) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。
 - 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動について、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全に関する基本的施策等

（環境への配慮の優先）

第7条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たり、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他の環境の保全のために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

＜資料編＞

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標及び施策の大綱

(2) その他環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見が反映されるように必要な措置を講ずるとともに、深谷市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(報告書の作成等)

第10条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等について、報告書を作成し、公表するものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制の措置)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(助成措置等)

第12条 市は、環境の保全について、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第13条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第14条 市は、市民及び事業者が環境の保全について理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるように、環境の保全に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

＜資料編＞

(自発的な環境保全活動の促進)

第 15 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が行う環境の保全に関する自発的活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 16 条 市は、第 14 条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の環境の保全に関する自発的活動の促進に資するため、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(情報の収集及び調査の実施)

第 17 条 市は、環境の状況の把握又は環境の保全に関する施策に資するため、環境の保全に関する情報の収集及び必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第 18 条 市は、環境の状況を的確に把握するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第 19 条 市は、環境の保全に関する施策に市民の意見を反映できるように必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全)

第 20 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

第 3 章 環境の保全に関する推進体制

(推進体制の整備)

第 21 条 市は、環境の保全に関する施策を総合的に調整し、及び推進するために必要な体制の整備を図るものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第 22 条 市は、環境の保全に関し、広域的な取組を必要とする施策の策定及び実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(民間団体等との連携)

＜資料編＞

第 23 条 市は、環境の保全に関する施策を効果的に推進するために、民間団体等の参加及び協力を求めるとともに、これらのものとの連携を図るものとする。

第 4 章 環境審議会

(審議会)

第 24 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に依じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) その他環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 事業所の代表者
- (5) その他市長が特に必要と認めた者

4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 9 月 30 日条例第 23 号抄)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1)及び(2) 略
- (3) 第 10 条の規定 平成 23 年 1 月 30 日

＜資料編＞

一 深谷市環境審議会規則

平成 18 年 1 月 1 日規則第 125 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、深谷市環境基本条例（平成 18 年深谷市条例第 163 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、深谷市環境審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長 1 人及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己等の利害に直接関係のある事項を審議する場合は、議事に加わることができない。

(関係者の出席)

第 4 条 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、環境保全主管課において処理する。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

5 用語集

行	用語	説明
あ	亜硝酸性窒素	亜硝酸塩として含まれている窒素のことで、地下水汚染の原因物質の一つ。肥料や家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、作物に吸収されずに土壌に溶け出し、富栄養化の原因となる。人に与える影響として、嘔吐、チアノーゼ、虚脱昏睡、血圧低下、脈拍増加、頭痛、視力障害等があり、水道水の水質基準や河川などの公共水域について環境基準が設けられている。
	アダプト制度	アダプトとは、英語で養子縁組をするという意味で、公園や道路、緑地等の公共空間を市民・学校・事業者が里親となり、一定区域の緑化・美化・清掃活動等行い、行政が支援するもの。
	ウォームビズ	暖房時のオフィスの室温を 20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。
	衛生害虫	人や家畜に対して衛生上の害を与える昆虫やダニ類。毒を持っていたり血を吸ったりして直接に害を与えるもの、病原体を媒介するもの、不快感を与えるものなどがある。
	エコカー	窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）などの大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。
	エコ通勤	従業員の通勤方法をマイカーから公共交通機関（電車・バス）や自転車、徒歩などの環境にやさしい方法に切りかえることについて、事業所全体で考える取組み。CO ₂ 削減による温暖化防止に加え、従業員の健康増進、コスト削減、企業イメージの向上など、様々なメリットがある。
	エコドライブ	自動車などの運行に伴い発生し、大気中に排出される温室効果ガスの量を削減するための、適正な整備及び適切な運転方法。埼玉県地球温暖化対策推進条例により全ての運転者や車両を整備する人が努めなければならないとされている。
	エコライフ DAY	省エネの取組により 1 日の二酸化炭素の削減量や節約金額を実感できる簡単なチェックシートを使用して、1 日、参加者に CO ₂ 削減・省エネなど地球温暖化防止と環境に配慮した生活を経験してもらう取組。
	SNS	Social Networking Service の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。登録者間でコミュニケーションを円滑にする場を提供することができることから、組織の活動内容等の周知等にも利用される。
	LED（照明）	Light Emitting Diode の略で、電流を流すと発光する半導体で発光ダイオードを使った照明のこと。白熱電球や蛍光灯と比べて寿命が長く、消費電力が少ないといった特長がある。
	大里広域市町村圏組合	大里地域の熊谷市・深谷市・寄居町において、ごみ焼却、不燃物処理、介護保険に関する事務を共同で処理するため、昭和 47(1972)年 4 月に発足した特別地方公共団体。
	大里広域市町村圏組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした計画。
	温室効果ガス	太陽からの熱を地球に封じ込めて地表および大気を暖める働きがあるガスであり、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素やメタンなどのガスが温室効果ガスとして定義されている。
か	街区公園	もっぱら街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用することができるように、敷地面積 0.25ha を標準として配置する。

<資料編>

行	用語	説明
か	化石エネルギー	石炭、石油、天然ガス、LP ガスなど、古代地質時代の動植物の死骸が化石化し、燃料となったもの。
	合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯などに使用した水。）をまとめて処理する生活排水処理施設。従来のし尿のみを処理する単独処理浄化槽と比べて、河川などの公共用水域の汚染を大幅に軽減する効果がある。
	環境アドバイザー	地域における自主的な環境保全活動を支援するため、環境保全等の講演会・研修会などに、専門的な知識を有する人。
	環境基準	環境基本法で「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定めている。ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法で定めている。これらは、行政上の政策目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。
	環境マネジメントシステム	企業などが自ら企業経営の中で排出物を減らすことやエネルギー消費量を減らすことなど、環境負荷を低減していくための「計画（Plan）」を立てそれを「実行（Do）」、達成度を「評価（Check）」し、結果をもとに「更なる改善（Action）」するという PDCA サイクルを繰り返すことにより、継続的に環境負荷の削減が図られるような組織体制にするためのマネジメントシステムのことで、国際規格の ISO14001 や環境省が策定したエコアクション 21 などがある。
	気候変動	地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生じるもの。
	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第 5 次評価報告書	（IPCC：Intergovernmental Panel on Climate Change）。気候変動の評価のための主要な国際機関であり、昭和 63（1988）年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立され、気候変動に関して科学のおよび社会経済的な見地から包括的な評価を行い、5～7 年ごとに評価報告書を公表している。平成 26（2014）年に公表された第 5 次評価報告書では、気候システムに対する人為的影響は明らかであり、近年の人為的起源の温室効果ガス排出量は史上最高となっており、地上気温は 21 世紀にわたって上昇、海洋では温暖化と酸性化、世界平均海面水位の上昇が予測されていることなどが報告されている。
	京都議定書	平成 9（1997）年 12 月に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）において採択され、平成 17（2005）年 2 月に発効。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるように、敷地面積 2ha を標準として配置する。
	グリーン購入	購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境の事を考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の軽減に努める事業者から優先して購入すること。
	クールオアシス	熱中症対策の一環として、埼玉県が公共施設や企業等の協力のもと、外出時の一時休息所、熱中症についての情報発信拠点として設置してもらう施設であり、深谷市の公共施設でも設置されている。
	クールビズ	冷房時のオフィスの室温を 28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。ノーネクタイ等の軽装スタイルがその代表。
	ゲリラ豪雨	急に強く降り、数 10 分の短時間に狭い範囲に数 10mm 程度の雨量をもたらす雨（局地的大雨）や同じような場所で数時間にわたり強く降り、100 mm から数 100mm の雨量をもたらす雨（集中豪雨）など。

<資料編>

行	用語	説明
か	公共下水道	主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。
	耕作放棄地	以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした考えのない土地。
	COP（コップ）	Conference of the Parties の略で、気候変動枠組条約における最高意思決定機関。年に1回会議が開催され、全ての条約締約国が参加し、条約の実施に関するレビューや各種決定を行う。
さ	再生可能エネルギー	太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマスなど、持続的に利用することができるエネルギーの総称。
	埼玉県アライグマ防除実施計画	近年アライグマの個体数が増加しており、それに伴い農作物への被害や生活環境被害が急速に拡大し、分布も全県に拡大するおそれがあるため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、平成19（2007）年3月から、県内市町村や関係機関と連携を図りながら被害対策のために策定された計画。
	埼玉県レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息・生育状況を解説したもの。埼玉県では動物編を平成8（1996）年に植物編を平成10（1998）年に発行し、以降交互に改訂している。
	持続可能な開発のための2030アジェンダ	平成13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）の後継として、平成27（2015）年の国連サミットで採択された、平成42（2030年）までの国際目標。
	集落排水	農村世帯の生活環境の向上・農業用水の水質保全などを目的として、各家庭のトイレ・台所・お風呂などから出た汚水を集め、きれいにして川に戻すための水処理施設やその整備事業。
	臭気指数	臭気を感知しなくなるまで希釈した場合の希釈倍数の対数を10倍した値で、悪臭防止法及び同法施行規則により定義されている。
	循環型社会	製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進されることが基本となる社会形態。
	省エネ診断	オフィスや工場などにおいて、電気や燃料、熱の利用に関する省エネの取組や改善について、エネルギーの専門家が現地診断を行った後、診断報告書に基づきアドバイスを行うもの。
	焼却残渣（残渣）	残りかすのこと。ごみ処理において発生する残渣としては、可燃物、不燃物の燃え残りや破砕くずなどがある。
	硝酸性窒素	硝酸塩の形態で存在する窒素のうちの一つ。肥料や家畜ふん尿、生活排水等に含まれるアンモニウムが酸化したもので、植物プランクトンの異常増殖など、水質悪化の原因となる。
	自立分散型エネルギー	大規模な発電設備で作った電力のエネルギーのロスをなくすと同時に、エネルギー供給の安心安全を確保するため、地域でつくる地域のエネルギー。
	新エネルギー	太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーのうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するもの。
	ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050	埼玉県域の温室効果ガス削減のため策定されている地球温暖化対策実行計画（区域施策編）。温室効果ガス排出量の削減に向けて目標設定型排出量取引制度など各種の施策を進めている。
	3R（スリーアール）	循環社会構築に向けた基本的な考え方。廃棄物の発生抑制（リデュース: Reduce）、再使用（リユース: Reuse）、再生利用（リサイクル: Recycle）の3つの頭文字をとったもの。

<資料編>

行	用語	説明
さ	生態系	植物、動物などの生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境を総合した系（システム）。生態系は動物・植物の再生産や、水や大気を循環させる仕組みを持っており、人間は食料・水・木材など様々な恩恵を受けている。
	生物化学的酸素要求量（BOD）	（BOD：Biochemical Oxygen Demand）。生活環境項目の一つであり、河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれる有機物が一定時間、一定温度のもとで微生物によって生物化学的に酸化されるときに消費される酸素の量をいう。単位は mg/L で表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高い。
	生物多様性	地球上の生物及びその生息・生育環境の多様性を表す概念。生物多様性条約では、「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義している。
	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じて1箇所あたり面積 10-50ha を標準として配置する。
た	ダイオキシン類	炭素・酸素・水素・塩素を含む物質が燃える時などに副生成物として生じる物質で、強毒性、難分解性、環境残留性、内分泌かく乱作用の疑い等、人類を含めた生態系への影響が懸念されている化学物質である。
	第8次埼玉県廃棄物処理基本計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5及び埼玉県生活環境保全条例第18条の規定に基づき、循環型社会の形成に向けた施策を総合的に推進するため、策定された県の計画。
	地球温暖化	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表および大気の温度が上昇すること。
	地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村が、国の「地球温暖化対策計画」（平成28(2017)年5月13日閣議決定）に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画。
	地産地消	もともとは地域で生産された農産物を地域で消費すること。エネルギーについても、地域で必要とするエネルギーを太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーの活用などによって地域で生み出すことをいう。
	超低周波音	概ね 1Hz～100Hz の音を低周波音と呼び、その中でも、人間の耳では特に聞こえにくい 20Hz 以下の音。
	低炭素なまちづくり	温室効果ガスである二酸化炭素の排出が少ないまちづくりのこと。
	適応策	（気候変動への適応策）既に起こりつつある気候変動の影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うこと。
	特定外来生物	外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。
	都市計画区域	都市計画を策定する場であり、都市の実態や将来の計画を勘案して、一体の都市地域となるべき区域を県が指定するもの。
	トリクロロエチレン	有機塩素化合物の一種であり、テトラクロロエチレン等とともに地下水汚染の原因物質となっている。金属、機械部品等の脱脂洗浄剤などに用いられる。
な	二酸化窒素	窒素酸化物の代表的なもので、主として物が燃焼することにより発生し、発生源は自動車や工場・事業場などで、光化学オキシダントの原因物質の一つである。

<資料編>

行	用語	説明
な	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス	外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。
は	バイオマス	間伐材や麦わら、家畜の排せつ物など生物由来の再生可能な有機性資源のこと。
	パリ協定	平成 27(2015)年にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)において採択された、気候変動に関する平成 32(2020)年以降の新たな国際的枠組み。
	ヒートアイランド	人工排熱、コンクリートの建物による蓄熱などにより、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。
	ビオトープ	生物を意味する「BIO」と、場所を意味する「TOPE」を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。
	微小粒子状物質 (PM2.5)	(PM : Particulate Matter)。大気中に浮遊する物質のうち、粒径 2.5 μ m (マイクロメートル: μ m=100 万分の 1m) 以下の小さな物質。肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。
	深谷市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした計画。
	深谷市災害廃棄物処理計画	災害廃棄物対策指針に基づき、埼玉県災害廃棄物処理指針及び深谷市地域防災計画等との整合性を図り、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を推進するための計画。
	深谷市市民協働指針	市民協働のまちづくりを推進するに当たり、市民と行政が同じ方向に向かって進めるよう策定された、深谷市における共通の手引書。
	深谷市鳥獣被害防止計画	鳥獣による農林業等に係る被害防止のため、国の基本指針に基づき策定された計画。
	深谷市緑の基本計画	都市緑地法に基づき、市町村が、その区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため策定された、緑とオープンスペースに関する総合的な計画。
	浮遊粒子状物質 (SPM)	(SPM : Suspended Particulate Matter)。大気中に浮遊している粒子状の物質(粉じん、ばいじん等)であって、その粒径が 10 μ m(マイクロメートル: μ m=100 万分の 1m) 以下の物質。呼吸により体内に入り、肺や気管に沈着して呼吸器に影響を及ぼすといわれている。
	フロン類	フロン類は冷蔵・冷凍・空調機器の冷媒等に幅広く使用されている。大きく CFC(クロロフルオロカーボン)、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)、HFC(ハイドロフルオロカーボン)の 3 種類に分けられ、地球温暖化係数が CO ₂ の数 100 から 1 万倍超の温室効果が大きい物質である。CFC、HCFC はオゾン層破壊物質でもある。
放射性物質	物質を透過する力を持った光線に似たものを放射線、この放射線を出す能力を放射能といい、この能力を持った物質のこと。核実験や原子力発電などによって生成される人工放射性物質と天然に存在する自然放射性物質があり、どちらも発がんリスクはあるため、人体への影響は同じである。内部被ばくの場合でも、自然か人工かの違いで人体への影響が変わることはない。	
ま	メトヘモグロビン血症	多量の硝酸性窒素を体内に吸収した場合に起こるもので、チアノーゼ症状の原因になることが指摘されている。
	目標設定型排出量取引制度	エネルギー使用量が 3 か年度連続して原油換算で年間 1,500 キロリットル以上の事業所を対象に、事業所ごとに二酸化炭素の排出削減目標を設定し、目標達成を求める制度。目標の達成に、他者の削減量、再生可能エネルギー及び森林吸収量などを利用(排出量取引)できる。
や	遊休農地	現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地もしくは、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地。